

令和 3 年度研修実施計画（案）

1 集合研修開催時期

令和 3 年 6 月下旬～11 月上旬

2 集合研修開催地

- 各ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）1箇所程度開催することを基本として、令和 3 年 6 月下旬から 8 月にかけて以下の都市で開催することとする。

関 東	東京都
近 畿	大阪市
九 州	福岡市

- 上記のほか、今後の登録政治資金監査人の登録状況や政治資金監査に関する研修（登録時研修）の受講状況等を踏まえ、必要に応じ追加を検討する。
- 9 月以降の開催地については、今後検討することとする。

※ 開催地については、これまでと同様、登録政治資金監査人に広く研修への参加の機会を提供するという観点から、登録者数、研修受講者の移動の利便性及びこれまでの開催実績等を考慮しながら検討。

（参考）令和 2 年度研修実施計画（当初）における開催地一覧

北海道	札幌市
東 北	盛岡市、仙台市
関 東	さいたま市、東京都（昼間 1 回、夜間 1 回）、横浜市
中 部	金沢市、名古屋市
近 畿	神戸市、大阪市
中 国	岡山市
四 国	松山市
九 州	福岡市、熊本市

3 集合研修要領

令和3年6月下旬から8月にかけては、政治資金監査に関する研修（登録時研修）のみを実施し、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修は実施しないこととする。9月以降の取扱いは今後検討することとする。

4 研修日程の追加

(1) その他、研修日程の追加については、従前どおり以下により取り扱うこととする。

① 集合研修

研修への参加状況等を踏まえ、必要に応じて、登録政治資金監査人の数が多く、かつ、交通の利便性の高い都市において研修日程を追加する。

② 要望研修

政治資金監査に関する研修（登録時研修）について、概ね5人以上の登録政治資金監査人から、希望する研修日・研修地を示して実施の要望があった場合で、その実施に支障がないと認められるときには、研修日程を追加する。

(2) 研修日程を追加する場合には、原則として事前に委員会に諮るものとする。

ただし、委員会に諮る期間的な余裕がないときは、研修を実施後、直近の委員会で報告するものとする。

5 その他

(1) 登録時研修については、従前どおり登録政治資金監査人からの申し込みにより、個別研修を随時実施する。

(2) インターネットを通じて受講する研修（リモート研修）方式については、今年度の取組の検証を行い、研修受講者のニーズを踏まえた内容の充実を検討する。